

## 松前町地域公共交通活性化協議会会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地域公共交通活性化協議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、受付で会議傍聴人受付簿（別記様式）を記入し、係員の指示を受けなければならない。

(傍聴することができない者)

第3条 次に掲げる者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 飲酒していると認められる者
- (2) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
- (3) その他議長が傍聴を不相当と認める者

(傍聴の制限等)

第4条 傍聴人の定員は、会議を開催する会議室の広さ等を考慮して、会長が定める。

2 議長は、傍聴席が満員となったとき、その他必要があるときは、傍聴を制限し、又は拒絶することがある。

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席において次の事項を守らなければならない。

- (1) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (2) 議事に批評を加え、又は可否を表さないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 私語、拍手等をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

2 傍聴人は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(議長の指示)

第6条 傍聴人は、議長の指示に従わなければならない。

(退場)

第7条 議長は、前2条の規定を守らない傍聴人に対し、退場を命ずることがある。

2 傍聴人は、前項の規定により退場を命ぜられたとき、又は会議を非公開とする決定がなされたときは、直ちに退場しなければならない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、令和4年4月8日から施行する。

